

# 放射能汚染水と国際法

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン 鈴木かずえ

1. 国連海洋法条約が求めていること
2. ロンドン条約/ロンドン締約国会議での議論
3. 日本がとるべき措置

## 1. 国連海洋法条約が求めていること

### ・ 国連海洋法条約について

海に対する権利と義務を定める「海の憲法」。1982 年採択、1994 発効。  
日本は、1983 年署名、1996 年批准。およそ 170 か国の国・地域が参加

### ・ 国連海洋法条約が求めていること①

「いずれの国も、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとるものとし、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する。」

[第 194 条第 1 項]

### ・ 国連海洋法条約が求めていること②

「この部の規定によりとる措置は、海洋環境の汚染のすべての発生源を取り扱う。この措置には、特に、次のことをできる限り最小にするための措置を含める。

(a) 毒性の又は有害な物質（特に難分解性のもの）の陸上の発生源からの放出、大気からの、若しくは大気を通ずる放出または投棄による放出」

[第 194 条第 3 項 (a) ]

### ・ 国連海洋法条約が求めていること③

「いずれの国も、国際的に合意される規則および基準並びに勧告される方式及び手続を考慮して、陸にある発生源（河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む）からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定する。」

[第 207 条第 1 項]

「いずれの国も、1に規定する汚染に防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。」

[第207条第2項]

## 2. ロンドン条約/ロンドン締約国会議での議論

### ・ロンドン条約について

ロンドン条約は廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約。1972年採択、1975年発効。日本は、1973年署名、1980年批准。

ロンドン議定書は1996年採択、2006年発効。日本は、2007年に締結。

### ・2011年東電福島原発事故発生直後日本がした約束

継続的な海洋モニタリングの維持と強化、放射性物質の拡散の影響の調査と決定、調査結果の公表に全力を尽くす。海洋への流出を最小限に抑える方法を研究する。

[LC / SG 34/15 の付録 8]

### ・2018年 日本代表団の発言

(東電福島原発敷地内タンク内の放射能汚染水の処分につき) ロンドン条約/ロンドン議定書の範囲外であるが、廃液の最終処分については決定されておらず、地域の住民や専門家の意見を聴取している最中であり、最終処分の方法を検討中である。最終処分がいなくなる形になろうとも、放出する際の放射能のレベルはトリチウムを含め、規制で許可されている値以下になる。

### ・「範囲外」とは

ロンドン条約と1996年議定書においては、海での投棄および焼却を船舶、航空機または他の人工海洋構築物から故意に廃棄物を投棄すること、と定義。そこには、河川、河口、海岸線、からの海洋環境への廃棄物の陸上起因の廃棄も、船からのいわゆる運用上の、そして偶発的な廃棄も含まれていない。

[1996年議定書第1条第4項]

### ・会合は、「範囲外」という主張に対して明確な結論は出さず

会合は、「範囲外」という主張に対して明確な結論は出さず

国際社会、特に影響を受けた国々との継続的な対話、協力、情報共有を促し、日本に引き続き情報を提供するよう要請。

[ロンドン条約/ロンドン議定書締約国会議録 2019年]

### ・ 2019 年の日本代表団の発言

東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水が ALPS などの多核種回収装置によって浄化され、トリチウムを除くほとんどの放射性核種が除去された。いかなる状況においても、汚染された原水を排出しない。排出される場合、さらなる再処理をし、国際基準に従う。トリチウム除去技術に関して、引き続き細心の注意を払う。新しいタンクの建設を含み、廃止措置に必要な施設のための敷地全体の活用については今後検討。

[ロンドン条約/ロンドン議定書締約国会議録 2019 年]

### ・ 2019 年の各国の反応

韓国と中国の代表団は、放射能が含まれる水が海に投棄されるのではないかと懸念を表明し、LC / LP 会合での情報共有と議論を継続することを奨励。チリも懸念を表明。

[ロンドン条約/ロンドン議定書締約国会議録 2019 年]

### ・ 1993 年のロシア海軍による液体放射性廃棄物海洋投棄に関する日本の対応

「日本政府代表団の考え方としては・・・ロシア連邦は極東の海における放射性廃棄物の廃棄について適切な処置と発生防止に主に責任がある。...日本政府代表は、この処理施設によって極東の海洋への低レベルの放射性廃棄物廃棄に終止符が打たれることを希望する」

[第 20 回ロンドン条約締約国会議議事録 LC20/14 1998 年]

日本は、ロシア連邦との技術協力協定のもとで建設されている処理施設が 1999 年 12 月に完成することを締約国会議に報告した。日本は、放射性廃棄物の廃棄に関して、条約の附属書 I と II の改正を受け入れるようロシアに要請した。

[第 21 回ロンドン条約締約国会議議事録 LC 21/13 1999 年]

→ 2005 年、ロシア、改正受け入れ

### 3.日本がとるべき措置

#### 予防的措置を

海洋では、環境への影響は予想が難しく、それを実証するのはさらに難しいため、投棄から海洋環境を守るためのアプローチは、本来予防的であるべき。

→陸上保管（並行して放射能除去技術開発・適用）

#### 長期的な影響の評価を

長寿命放射性核種もあり、遠くまで 広範囲にわたって海洋環境に拡散する恐れ。海洋生物に直ちに悪影響を与えるとは考えられていないレベルであっても、濃縮作用により長期的に影響が出る可能性。

→長期的な影響の評価をおこなうべき。

以上

---

【本件に関する問い合わせ】

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン tel 03-5338-9800